

○皆吉分科員 民主党・無所属クラブの皆吉稲生でございます。

うかつにも風邪を引いてしまって、声がちょっと聞きづらいかと思いますが、御容赦をいただきたいと存じます。本日は、質問の機会をいただき、まことにありがとうございます。

政権交代によって、国民が大きく新しい政治に期待をいたしております。私の地元も大変な格差の中で本当に厳しい状況に置かれておりますが、何とか変えてくれ、こういうひしひしとした声が今渦巻いております。その期待に本当にこたえていかなければならない、その決意をさせていただいているところでございます。

最初に、選挙区内で約二百人を雇用されて事業を営んでおられる社長さんが業界紙に掲載をされましたコラムの一部を抜粋して御紹介させていただきます。

一月二十九日の鳩山首相の施政方針演説に時代のパラダイム変化を感じました。その中で、企業に求められた課題として、一つ、雇用を確保し、失業者を孤立させないこと、二つ、社会的存在として地域社会に貢献する日本型企業モデルを構築すること、そして三つ、新しい公共に参画する人々を支援することにより、自立と共生を基本とする人間らしい社会を築くことなどなどありますが、その目指すべきゴールは私たちが目指します経営品質の目標と同じものであり、感動を覚えました。本年は、激動する社会の環境に対応すべく、我が社の経営品質活動をより深化させたいと考えております。そして、二〇一一年の鹿児島県経営品質賞へ再び挑戦する決意であります。

このように結んでおられます。

まさに、この社長が書かれておられますように、むき出しの利潤追求型のぎすぎすとした社会ではなくて、共生の理念のもとに、モチベーションを高めつつ、企業に、ひいては社会に貢献していく社会のありようを求めていくべきだと私も同感をしたところでございました。

このような観点から、本日は、ILOの第九十四号批准問題、公契約をめぐる問題、そして最後に、私の地元で今事件が発生をしまして、首長の違法、脱法行為に対する政府の対応などについて質問をさせていただきます。

まず最初に、我が国が、ILOに対する分担金及び任意の拠出金などを含めて、どのような割合で拠出をされておられるか、御質問をさせていただきます。

○山井大臣政務官 お答え申し上げます。

二〇〇九年におきまして、一六%でございます。

○皆吉分科員 今お答えいただきましたように、これは近年率が少し下がっているようですが、かなり高い出資比率を保っておられます。アメリカに次ぐ高い比率をキープしてこられた、そんなふうに思っています。しかし、政府としてのILOへのアプローチが極めて希薄ではないかな、そんなふうに感じております。

逆に、公務員の労働問題や国鉄問題、そういった課題などで勧告を受けたり、あるいは条約の批准について極めて消極的ではないか、そんなふうにも感じているところでございます。しかし、これは長い自民党を中心とする政治が続いたことから、ある意味では当然のことか、そんなふうに思っています。

しかし、政権交代が起きました。また、世界は、巨大資本が席卷をするグローバル化の渦の中にございます。ボーダーレス化の中で、安い労賃を求めて企業はどこにでも進出をしていくという状況です。国内の産業の空洞化も顕著な状況です。

日本の立場からしますと、ILOにもっと政治的に積極的にアプローチをして、経済活動におけるグローバルスタンダードに対応する労働におけるグローバルスタンダードを構築していくべきだと考えておりますが、見解をお伺いしたいと思います。

○山井大臣政務官 お答え申し上げます。

今御指摘がありましたように、第二位というパーセンテージという現状になっておりますが、我が国は、ILOの趣旨に賛同し、ILOの創設とともにその加盟国となり、ILOの諸活動に積極的に協力をしてまいりました。

一般的に個別のILO条約の批准については、それぞれの目的、内容、我が国にとっての意義を検討する必要があります。その上で、国内のコンセンサス、世界世論も勘案し、批准することが適当と考えられるものについて、国内法制等との整合性を確保した上で批准することとしております。

○皆吉分科員 ありがとうございます。

そこで、少し具体的な課題ですが、いわば公共事業など政府発注の事業で、地方から聞こえることは、子請、孫請で事業主も雇用者も泣かされてしまっている、そういう状況がございます。政府が率先してできるのは公契約における適正な基準を定めていくことではないか、そんなふうに考えています。

公正な社会をつくっていくというその方向を見定めながら、まずは、公契約における労働条項に関する条約でございますILOの第九十四号条約批准についての見解をお伺いいたします。

○山井大臣政務官 答え申し上げます。

ILO九十四号条約や、いわゆる公契約法は、国や地方公共団体の発注する公共の仕事に従事する労働者の賃金を初めとする労働条件を一定以上の水準となるように規制しようとしているものでございます。

賃金等の労働条件は、最低基準である労働基準法や最低賃金法などを守ることは当然であります。その具体的なあり方は労使間で自主的に決定されることが原則だと考えております。

いずれにしましても、公契約における賃金等の労働条件のあり方に関しては、発注者である国の機関や地方自治体も含めて幅広く議論を進めるべきだと考えております。

○皆吉分科員 この九十四号の問題、まさにその前文に書かれておりますが、いわゆる事業主は賃金に食い込もうとする誘惑にかられる、そのことが結果として労働者を厳しい状況に追い込んでいる、そんなふうに思っています。

そうした意味で、次の質問ですが、昨年五月成立をしました公共サービス基本法のうち、第十一条、公共サービスの実施に従事する者の労働環境の整備の項につきましては、どのような背景からどのような趣旨で盛り込まれていったのかをお答えいただきたいと存じます。